



「公益弁護活動」における弁護士の業務行動：若干の経験的研究の紹介を中心にして（現代の弁護士（市民篇）） -- （弁護士に対する市民の期待）

樫村，志郎

(Citation)

法学セミナー増刊．総合特集シリーズ, 20:166-175

(Issue Date)

1982-10

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(Rights)

この論文ファイルは印刷不可です。本論文は『現代の弁護士/日本評論社編（法学セミナー増刊．総合特集シリーズ；20）』（日本評論社/1982）に所収。

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006531>

※ この論文ファイルは印刷不可です。



「公益弁護活動」における弁護士の業務行動

若干の経験的研究の紹介を中心にして



檉村志郎

神戸大学助教授

一 本稿の目的

一九六〇年代の後半から、アメリカ合衆国においては、「公益 (public interest)」の擁護と増進を旗印とする弁護士の活動が盛んになり、法曹界の内外からの注目を集めるようになった¹⁾。この活動は、「公益」、いいかえると、貧困者、人種的・民族的少数者、政治的少数者、消費者、等の利益に対する法的保護の不均衡の是正を企図したものだといわれている。かかる活動が、一般に「公益弁護活動 (public interest activities)」とよばれるものである。

この活動においては、既存の法制度の諸装置が右の人々への法的サーヴィスの供給を適切に行ないえていないとの反省

に基づいて、新しい諸制度が、政府の勧奨によって、また弁護士自身の手によって発展させられた。経済機会局 (Office of Economic Opportunity, O. E. O.) を通じての連邦政府の助成による地域法律サーヴィス計画 (local legal services program)²⁾、いわゆる公益弁護士 (public interest lawyers) の手になる公益ロー・ファーム (public interest law firms) 等である。

このほかに、一般の開業弁護士、ロー・ファームもまた、無報酬または低額の報酬で、またはその他公益に寄与する法的役務の提供がある程度行なっており、こうした活動も右の意味での公益の増進に寄与するものと考えられている³⁾。

この公益弁護活動については、わが国においても、さまざまな活動局面を通じて、紹介がなされている。それらは、主

として、この運動の政治的、社会的背景、顕著な弁護士活動家のプロフィール、公益弁護に含意される弁護倫理上の問題、あるいは、その業務の制度的枠組等を紹介しないし検討するものようである。

本稿では、これに対して、公益弁護活動を特徴づけるとみられる、弁護士の業務行動のスタイルに注目しつつ、最近の経験的研究に依拠して、右の活動の紹介を試みることにしたい。業務行動とは、ここでは、弁護士がその役務を顧客側に提供する行動をさすことにする。それは、大別すると、弁護士がいかなる意識、能力を持っているか、その役務の提供される場の性質はいかなるものか、という二群の因子によって規定されるものと考えられる。前者には、弁護士が法やその扱う問題について抱く観念、彼自身の職業的自己規定、法知識や職業的熟練の程度等が含まれる。後者には、顧客、その持ち込んでくる問題の性質、等が含まれることになる。

「公益弁護活動」は、これらの点において従来の弁護活動を構成する業務行動と違っているはずである。なぜなら、それは、従来の活動によって適切に代弁、代理されえなかった利益や要求に応えようとする試みだからである。それは、新しいスタイルによる業務遂行を必要とするはずだと予想されるよう。

かかる観点からの理解は、従来の弁護活動がなぜ「公益」に応ええなかったのかを明らかにすることにつながるという。また、そのことから、わが国におけるかかる種類の弁

護活動の可能性について示唆されることもあろうかと考えられる。最後に、それは、かかる活動を、それを行なう者の観点から、理解する助けとなるという点で意義のあることであろうと思われる。

以下では、二において、経済機会局の援助による貧困者に対する法律サービス計画の分野を、三において、開業弁護士の通常の業務を基礎に行なわれている公益業務の分野を選んで、紹介を試みたいと思う。

二 公益弁護プログラムと業務行動

経済機会局の財政的援助のもとで組織される地域ごとの法律サービス計画 (Local Legal Services program) は、伝統的な法律扶助 (Legal Aid) と比較するとき、貧困者の要求に、より積極的に応えようとする「急進性」に特色がある、といわれる。その計画は、貧困者の組織化を通じての地域社会の改良、貧困者の個々の権利の積極的な主張、貧困者の生活の改善の障害となっている法その他の制度の改革、等の活動を含むものであり、それらは、貧困者の個々人の法律問題、しかも限られた種類のそれに、恩恵的な仕方、援助を与えることに集中するという伝統的な法律扶助の受動的な活動には含まれていなかったものである。

かかる革新は、弁護士の役務が提供されるスタイルのうえでの変化を伴っていると考えられる。それはどのような変化

なのだろうか。いいかえると、法律サーヴィス計画に参加している弁護士は、いかなる意識、その他の業務行動のスタイルを持っているのだろうか。彼らの活動は伝統的な弁護士の業務行動といかに異なっているのだろうか。

これらの問いが、法律サーヴィス計画のもつ強みや弱み、また将来の発展の可能性等を評価するうえで重要なものであることは明らかであろう。以下では、かかる問題に光をあてていくとみられる二つの研究を紹介することにする。

(1) スタッフ弁護士の背景因子——Erlangerの研究

一般に抱かれているイメージによると、法律サーヴィス計画にスタッフとして参加している弁護士は、若く、すぐれた教育をうけていて、高い社会階層の家庭に生まれ、政治的にリベラル、かつアクティヴな人々——「新世代（“new breed”）」とよばれる弁護士である、と考えられている。しかし、Howard S. Erlangerの研究は、このような公益弁護士の像には修正が必要であることを示している。

Erlangerは一九六七年当時、経済機会局の法律サーヴィス計画に参加していた弁護士が「新世代」の特徴といわれている背景因子をどれだけ備えていたか、を調べた。すなわち、年齢、人種、性別、出身家庭の階層、両親の政治的および宗教上の考え方、（計画に参加する以前の）政治的活動の経験、職業経験、教育の程度、について、当時の計画に参加していた弁護士と、当時のそれ以外の開業弁護士とが比較されたのである。

彼は、これらの二つのグループには、「年齢」（計画に参加していた弁護士には年齢の若い人の割合が高い）以外には、顕著な差異は見出されない、と結論している。

いいかえると、法律サーヴィス計画に参加している弁護士は、おおむね、弁護士界の全体の構成を反映している。

そこで、彼によれば、法的サーヴィス計画の「急進的な」性質は、その参加者がもともとそのような性向を持っていたという事情によって説明されることはできない、ということになるのである。

(2) 社会改革への志向——Katzの研究

Erlangerの研究は、法律サーヴィス計画のもとで遂行される弁護士業務が、いかにして「急進性」を帯びるのか、については、業務行動をとりまく因子のうち、弁護士のもともとの集団的な特性がその直接の説明にならないことを示唆するにとどまっている。これに対して、Jack Katzの研究は、計画に参加する弁護士のある特定の意識ないし欲求、およびその計画のもとで求められる役務の性質等の因子と、「急進的」な業務スタイルとの関連性を指摘している。

彼は、一九六五年から一九七四年にかけてシカゴにおける法律サーヴィス計画とそれに参加した弁護士の特性および活動パターンに関する包括的な研究にもとづいて次のように主張している。

法律サーヴィス計画に参加していた弁護士を、伝統的な法律扶助に携っていた弁護士から区別する一特質は、前者が、

その業務に対する「内面的掛り合い (involvement)」に一般に重きを置く、ということである。彼らは、貧困者のための法律業務に内在する道徳的な、そして専門職としての魅力にひかれ、そのような業務を通じて「自己を成長させること」を期待している。

しかし、この計画のもとで行なわれる業務は、彼らの右のような期待を満足させない。というのは、次のような事情があるからである。

貧困者の置かれている社会構造上の地位は、彼らが助けを求めて持ち込んでくる問題の性質に反映している。貧困者は紛争やもめ事を回避するために多くのコストをかけることができないので、彼らが計画に助けを求める時にはすでに争いに巻き込まれていることが多い。この事情は、紛争の予防のために弁護士の技量、熟練を活用する余地を失わせる。貧困者はまた、彼らが巻き込まれた直接の問題に関する限りで弁護士の助力を求めるにすぎない。したがって、弁護士は、顧客側の事情について深く多面的な知識を獲得するための前提となる、顧客との（少なくとも潜在的に）長期的な関係を作り結ぶことができない。さらに、貧困者の巻きこまれる問題の相手方——家主、小売商人、配偶者など——もその事件限りの利害に関心をもっているので、「何が法であるか」自体は大きな意味を持たないことになる。このようにして、貧困者のための法律業務は、個々の事件をこえた意味をもたない、限られた「決まり仕事」(routine work) になりがちなのである。

計画に参加する弁護士は、右のような日常的業務からは、「内面的掛り合い」の欲求に対する満足をひきだすことができない。Katz の主張によれば、このことが、彼らを、もともそのようなタイプの業務を好むかどうかにかかわらず、よりアグレッシブな、改革を志向する仕事に向かわせる圧力を生みだすのである。彼によれば、クラス・アクション、その他のシンボリックな意味をもつ訴訟、個々の苦情をキャンペーンへと組織すること、等の仕事は、貧困者の問題を、狭い社会的定義から切り離し、より広い範囲の人々と利益に関係づけることを可能にし、彼らの「内面的掛り合い」の欲求を満足させるのである。

以上紹介した Erlanger および Katz の研究は、法的サービス計画のもとにおける、弁護士の業務行動について、主としてその意識の面から説明を試みたものということができ、とくに「急進性」の性質を理解するうえで一つの有効な鍵を提供するものと考えられる。

三 開業弁護士による公益弁護活動

公益弁護を専門的に行なういくつかのロー・ファームによる顕著な活動のほかに、個人で開業し、あるいは一般の口

ー・ファームに所属する弁護士もまた、彼らの時間と労力の一部を公益的業務に費していることが知られている。²³⁾以下では、通常の報酬以下の報酬額でまたは報酬もつけずに行なわれる業務行動の性質に関する研究、および、消費者の利益を保護しようとする立法のもとでの弁護士の業務行動の性質に関する研究を紹介することにした。それらは多くの点で、組織化された公益弁護とは異なったものであることがわかる。

(1) 無報酬／低報酬の役務提供のスタイル——Lochner Jr. の研究

Philip R. Lochner Jr. は、ニューヨーク州のあるカウンティの開業弁護士（個人開業弁護士、および大小のロー・ファームに属する弁護士）へのインタビューにもとづいて、開業弁護士によって低報酬ないし無報酬で役務が提供されるパターンを記述している。²⁴⁾

彼によれば、まず開業弁護士は一般に、かかる顧客（すなわち、通常の弁護士報酬を支払いうるだけの資力を持たない依頼者）をすすんで探そうとはしない。かかる顧客の側にも弁護士に助力を求めることに對する心理的、経済的障害がある。これらの事情の結果として、無資力の顧客と開業弁護士とは、通常は、すでにその弁護士とその業務や社交を通じての關係を持っている人——仲介者——を通じて接触するに至るのである。仲介者は、かかる潜在的顧客と、雇傭その他の

社會關係を通じて結ばれており、しばしば彼らからまず第一に助けを求められる地位にある人でもあり、ときに問題を弁護士に仲介する役割を果たすことになるのである。たとえば、事業の經營を通じて弁護士と継続的に接觸している經營者が、従業員の個人的問題を持ちこんでくる、などである。かかる顧客は、いいかえると、個々の弁護士が、その周囲に發達させている、既存の、職業上あるいは社交上の關係の網目を通じて、弁護士のものと辿りつくのである。²⁵⁾

Lochner Jr. によれば、弁護士がこれらの顧客の事件を引き受けるのは、必ずしも専門職として責務の意識からではない。²⁶⁾また、それは政治的、道義的な信念からばかりではない。彼によれば、それは、支払能力のある顧客を確保しようという目的によるのである。しばしば、仲介者は、現実にまたは潜在的な（支払能力のある）顧客である。また、しばしば、その無資力な顧客は、将来において支払能力のある客に転化する。あるいは、彼らは、次にはより大きな事件をその弁護士に持ち込んでくれるかもしれない、と弁護士は期待する。最後に、これらすべての見込みが小さい場合でも、弁護士は仲介者との關係を悪化させたり、混乱させるよりは、無報酬／低報酬でかかる事件を引き受けることを選ぶのである。

顧客と接触し、および事件を受任するこのようなパターンは、そうした事件が単純な性質のものであることを示唆する

ものである。確かに、Lochner Jr. によれば、無報酬／低報酬で受任される事件には、政治的争点を含む事件、政府機関との争い、公民権上の問題を含む事件等は全くあらわれない。それは、婚姻関係、債権債務、借地借家、刑事関係などの事件であり、弁護士が通常扱っているタイプの事件である。そして、そのような多くの事件は、通常の事件に比べて短い時間で処理される。このような事件が訴訟にまで発展することは稀である。弁護士の提供する役務は、事件の事実を明瞭にし、法律的判断を含意してはいるがより多くは人間的な考慮に基づく助言を与えることである。弁護士たちはそうした役務こそこれらの事件の依頼者が欲しているものだと感じている。ときには、弁護士は、依頼者とその相手方との簡単な交渉に携わるが、そこでは一方の代理人としてよりは、双方に注意を払い妥協点を見出そうとする調整者として行動することが多いのである。

顧客との接触と事件受任のパターンの結果として、無報酬／低報酬の役務が提供される顧客は、もっぱら中流または中流下層の人々に限定されている。それらの人々は、高校または短大教育を受けており、事務職または肉体労働に従事している人々で、定収はあるが、弁護士報酬を支払えるほどの蓄えはない人々である。より貧困な人々のほか、黒人、老人、または流動性が高いためにコミュニティに根付いていない人々——学生など——は、仲介者となりうる人々と接触を

もっていないのが通常であり、したがって、かかる役務提供の網目からとり残されている結果になっているのである。

この研究は、開業弁護士による無報酬／低報酬の業務が、本来の、収入をもたらす業務が行なわれる場の枠組に依存しつつなされている、ということを示している。このことは、法的サーヴィスの分配を問題とする観点からみると、かかる業務の強みと弱みとを示唆するものであろう。それは単なる善意や責任感をこえた動機によって行なわれている。このことは強みであらう。他方、それは本来の業務に対して付随的で、副次的なものにならざるをえない。このことは、役務の質やその配分に限界を画するものであるといえよう。

(2) 消費者の苦情と弁護士業務——Macaulay の研究

弁護士による業務行動は、集団または個人として弁護士が置かれている社会構造上の地位に規定されている。次に紹介する Stewart Macaulay の研究は、改革をめざして「公益」を擁護しようとする立法が個人々に法律上の新しい権利を付与する場合にも、そのような権利を代弁してくれる開業弁護士の業務は、既存の業務の枠の中で行なわれざるをえないこと、その結果としてそのような改革が現実の法実務にきわめて限られた効果しか持たないことがあることを警告するものである。

Macaulay は、ウィスコンシン州の弁護士にインタヴューした結果、多くの弁護士は、立法後二カ年を経過していた

Magnuson-Moss Warranty Act を含め、消費者保護のための諸規制の細目をほとんど知らない、という事実を報告している。²⁰⁾

Macaulay によれば、この事実は、多くの弁護士が、消費者の事件を一般に扱っていないこと、そして弁護士がそれを扱う場合にも、専門的な法律知識を必要としないような仕方²¹⁾でそれを扱っていること、によるのである。

彼によれば、開業弁護士は、多額の賠償と報酬が見込まれる製造物責任関係の事件を除き、消費者を依頼人とする事件を避けたがる。そして、その種の事件を受任するときは、弁護士は、伝統的なスタイル——対立する当事者の一方の権利のアグレッシヴな代弁——をとることはまずない。弁護士は、対立する当事者の仲立ちをし、双方の主張その他の要因を評価して、その状況に即した実際の解決を促進し、かかる解決の合意が可能とみえるときに、それを双方の当事者に説得するという、非・対立的な性質の役割をとりがちである。²²⁾

こうしたスタイルが一般的であることには、Macaulay によれば、多くの理由がある。

まず、かかる事件はそもそも少額の利益が問題になっているにすぎず、アグレッシヴな代弁に通常伴われるコストは、依頼者が支払おうとする額の限度を超過してしまう。弁護士は、関係する法令を十分に知っていることはできず、法令自

体を調べることもしばしば労力と時間を必要とする。これらの法令に用いられているのは、主として抽象的な概念であり、適切に適用することがむずかしいし、それらの事件は立証上の困難を伴うことも多い。これらの事情が、かかる事件を、弁護士と依頼者の双方にとって経済的に割のあわぬもの²³⁾にしているのである。

しかし、Macaulay によれば、これに劣らぬ重要性をもつのは、多くの弁護士が直接または間接に（消費者ではなく）ビジネスの世界に結びつけられている、という事情である。多くの弁護士は、かかる事件の潜在的被告を日常的に代理している。また、弁護士は、消費者たる依頼者は正当な債務から逃れようとする者だという信念を、これらの顧客と共有している。消費者の事件をアグレッシヴに代理する弁護士は、事件の真の筋（true merit）と適切なやり方とを尊重しない者だとみなされがちである。また、裁判官も、かかる事件をフォーマルな仕方²⁴⁾で処理することに敵対的だと信じられている。これらの事情が、弁護士に、法に厳格に従う解決を回避させ、むしろ、一般的に合理的な（ものと弁護士自身が考えている）基準にもとづく解決を好む傾向を与えているのである。²⁵⁾

Macaulay によれば、かかる実務のパターンは、社会的調和を保つことに寄与しているかもしれないが、他面、弁護士がかかる役割をとることが正当であるか、あるいはそれに

ふさわしい能力を持っているか、は疑わしいものであるし、それは、法の効果を単にシンボリックなものにとどめるという帰結をもたらしている⁽⁸⁾、と指摘している。

四 結 論

本稿では、弁護士の業務行動に焦点をあてて、「公益弁護活動」を理解しようとしている若干の研究を紹介してきた。

これらの研究は、それぞれ限られた範囲の問題を扱っているのであるが、それでも、「公益弁護活動」を構成する二つの活動のスタイル——組織化された改革を志向するスタイルと、通常の業務を基盤として行なわれるスタイル——を、それぞれを特徴づける意識、それに内在する職業的緊張、その限界、それぞれのスタイルを生みだし、支えている諸条件、等の面から、ある程度一般的に明らかにしているといえよう。

それらはまた、法制制が「公益」という新しい利益を保護しようとしていくうえで、法のより巨大な装置と個々の市民の具体的な問題とを媒介するものとして弁護士が果たす役割の大きさ（または、弁護士がその役割を果たしえない場合の損失の大きさ）をも示しているといえよう。これらの研究によれば、弁護士によって決定されるのは保護される「公益」の「量」だけではない。それが「いかに」保護されるか、の問題、いいかえると、ある法体制のもとで、いかなる種類の

利益、要求に対して、いかなる種類のサービスの供給されるか、ということも、大幅に、弁護士の業務行動のスタイルに左右されるのである。

これらの研究の中で報告されている活動のスタイルと、わが国における公益的弁護活動のスタイルとを比較することは興味深いテーマであろう。そうした研究は、わが国の法体制が「公益」を「いかに」擁護する能力を備えているか（または、それをどのように欠いているか）を評価するうえで不可欠の作業であろう。

(一) 多くの文献があるが、たとえば、

Robert Borosage, Barbara Brown, Paul Friedman, Paul Gewertz, William Jaffess, & William Kelly, "The New Public Lawyers", Yale Law Journal 79 (1970):1069. F. Raymond Marks, The Lawyer, the Public, and Professional Responsibility (Chicago: American Bar Foundation, 1972). 政治学者の著作として、ディビッド・ボーゲル (David Vogel) (川野秀之訳)「公共利益運動は何を得たか」『TRENDS』一九八一年六月号二八頁、法社会学者の著作でこの運動に言及するものも多い。たとえば、Marc Galanter, "Why the 'Haves' Come Out Ahead: Speculations on the Limits of Legal Change", Law & Society Review 9 (1974):56, 143-144. Leon H. Mayhew, "Institutions of Representation: Civil Justice and the Public", Law & Society Review 9 (1975):401. P. セルズニツク (P. Selznick) と D・ノネ (D. None) (六本佳平訳)『法と社会の変動理論』(岩波書店、一九八一年)一四二—一四四頁など。各国における「公益」の法的保護への動きについては、M・カベレットイ (Mauro Cappelletti) と B・ガース (Bryan Garth) (小島武司訳)『正義へのアクセス：権利実効化のための法政策と司法改革』(有斐閣、一九八一年)が紹介し論じている。

- (2) これらの利益を「公益」とよぶことが適切な用語法といえるかどうかには異論もある。そうした議論について、Borsage et al., op.cit. p.1070. Marks, op.cit. pp.7-9. Howard S. Erlanger & Douglas A. Klegon, "Socialization Effects of Professional School: The Law School Experience and Student Orientations to Public Interest Concerns", *Law & Society Review* 13(1978):11,12 (a.2). Burton Westbrook, Joel F. Handler & Neil Kornear, *The Public Interest and Public Interest Law: An Economic and Social Analysis* (Berkeley, University of California Press, 1978), 26-29. しかし、いずれにせよ、この「運動」を特徴づけるものが、専門職業としての弁護士の社会的責任の強調とその帰結としての、弁護士の法的サービスを従来受けられなかった層へサービスの供給を拡大しようという願望である点で、多くの論者は一致している。そこで「公益への関心」は次のように定義することができよう。「歴史的にみて、法システムに対して十分な代表をもたなかった個人または集団に法的代理を拡大しようとする関心」(Erlanger & Klegon, op.cit., p.12) である。
- (3) この計画の運用と問題点について、小島武司「訴訟を通じての社会改良」『法律扶助・弁護士保険の比較法的研究』(日本比較法研究所、一九七七年)一〇九頁。また、同「近隣法律事務所設置」同書二九七頁、同「ジュディケアと専任スタッフ制の選択」同書一三頁、飯島澄雄「アメリカの法律家(上)」(東京布井出版、一九七五年)二二六—二四一頁、を見よ。経済機会局は、一九七四年の立法によって「法律サービス公団」(Legal Services Corporation)へと改組された。この改組については小島武司「法律扶助の組織と政策」『民事訴訟の新しい課題』(法学書院、一九七五年)一四一頁が、その直前の状況を詳しく扱っている。
- (4) その活動の概観は、Borsage et al., op.cit. にある。
- (5) その活動を概観したものが、Joel F. Handler, Ellen Jane Hollingworth, Howard Erlanger & Jack Ladinsky, "The Public Interest Activities of Private Practice Lawyers", *American Bar Association Journal* 61(Nov.1975): 1388. 彼らの研究によれば、開業弁護士は、その業務時間のおよそ六割を
- 種々の公益活動(慈善団体への無料奉仕、個々の依頼者への無報酬または低額の報酬での助言などが主である)にあてている。
- (6) 前掲・ボーゲル、前掲・小島「法律扶助の組織と政策」、など。
- (7) 前掲・飯島二四一—二四八頁。
- (8) すでに掲げた小島教授の諸論文のほか、同「貧困専門弁護士への期待」前掲『民事訴訟の新しい課題』一三二頁、同「弁護士——その新たな可能性」(学陽書房、一九八一年)など。
- (9) 弁護士の業務行動とその規定因子につき、六本佳平「弁護士と法」『社会学講座9・法社会学』(東京大学出版会、一九七四年)一五一頁、を見よ。また、弁護士業に対する法社会学的接近一般については、Philippe Nonet & Jerome E. Carlin, "The Legal Profession" in *International Encyclopedia of the Social Sciences* (New York: The MacMillan Company), p.66 を見よ。
- (10) この点については、一般的には六本・前掲、とくに一六〇頁以下を見よ。
- (11) Nonet & Carlin, op.cit. p.72. 参照。
- (12) 法律扶助の伝統的な理念と、より新しい理念との対比、および歴史的関係を論ずるものとして、神長百合子「法律扶助の理念をめぐって」『法社会学会』三〇号一四三頁。その理念を含め法律扶助の古い形態から、新しい形態の公益弁護活動が生みだしてきた経過について、一般的には、Marks, op.cit., Chap. 1. が跡づけている。
- 法律サービス計画は、その急進的姿勢のために、各地の地方弁護士会からの激しい抵抗に遭遇した。その一例は、Harry P. Stumpf, Henry P. Schreihake & Forrest D. Dill, "The Legal Profession and Legal Services: Explorations in Local Bar Politics", *Law & Society Review* 6(1971):47. にみられる。著者たちによれば、(1)法を社会改革のために用いようとする企図、(2)計画を地方弁護士のコントロールから切り離そうとする企図、(3)サービスを受ける貧困者の代表の計画運営への参加、等が、地方弁護士の反発を買ったという。

- (31) Howard S. Ehlanger, "Lawyers and Neighborhood Legal Services: Social Background and the Impetus for Reform", *Law & Society Review* 12 (1978): 253.
- (32) *Ibid.* p. 257f., p. 272.
- (33) Ehlanger は「このことが、社会全体の法的サービスの配分は是正に比べて持つ意味について論じている。第一に、この計画は見かけ以上に異質的な背景を持つ人々によって担われているのであり、一部のアクティヴな弁護士の専有物というよりは、弁護士会全体の代表という性質を持っている（このことはサービスの質と広がり拡大する事情である）。第二に、この計画に参加している弁護士はもともと特にアクティヴな人々とはいえないのだから、この計画は、もしそれが存在しなかったならばそのような活動をしなかった人々を動員することを通じ、貧困者への弁護の幅を広げているといえる。第三に、この計画への参加の経験は、弁護士に、公益業務を行なう傾向をつづけることにより、同様の結果をもたらしている（この傾向は、彼自身の別の研究で確認されている。See H. S. Ehlanger, "Social Reform Organizations and Subsequent Careers of Participants: A Follow-up Study of Early Participants in the OEO Legal Services Program", *American Sociological Review* 42(1977): 233).
- (34) Jack Katz, "Lawyers for the Poor in Transition: Involvement, Reform, and the Turnover Problem in the Legal Services Program", *Law & Society Review* 12(1978): 275.
- (35) *Ibid.*, p. 276.
- (36) *Ibid.*, pp. 279-283.
- (37) *Ibid.*, pp. 283-286. 彼はさらにすすんで、「ルーティン」化の傾向に對抗して、「内面的掛り合い」を維持しようとする弁護士の努力が、彼らの新しいキャリア意識、キャリア・パターンを規定していること、このことがスタッフ弁護士の「いれかわり」問題（数年をこえてこの計画に参加しつづける弁護士が少ない）の背景をなしていると考えられること、を指摘している。
- (20) 密接な関係にあると考えられるが別の問題は、個々の計画の中心にあつてその全体を調整する部門と、「現場」の弁護士部門との対立、という問題である。ジェローム・E・カーリン（Jerome E. Carlin）（六本佳平訳）「貧困戦線に立つ弁護士（上・下）」『市民』五号（一九七二年）一四四頁、六号（同）一四四頁を見よ。
- (21) Handler et al., op. cit. (n.5).
- (22) Philip Lochner Jr., "The No Fee and Low Fee Legal Practice of Private Attorneys", *Law & Society Review* 9(1975): 431.
- (23) *Ibid.*, pp. 434-442.
- (24) *Ibid.*, p. 443.
- (25) *Ibid.*, pp. 455-459. Handler et al., op. cit. も、開業弁護士による公益業務では「訴訟に至ることは稀であると報告している。また、こうした業務パターンは次に紹介する Macaulay の研究においても報告されている。
- (26) *Ibid.*, pp. 448-451.
- (27) Stewart Macaulay, "Lawyers and Consumer Protection Laws", *Law & Society Review* 14(1979): 115.
- (28) *Ibid.*, p. 118.
- (29) *Ibid.*, pp. 121-128.
- (30) *Ibid.*, pp. 130-132.
- (31) *Ibid.*, pp. 136-143.
- (32) *Ibid.*, pp. 155-159.
- (33) わが国における公益的活動について、穂積忠夫「公益的事件と弁護士活動」ジュリスト六一号（一九七六年）四九頁、木村保男「久保井一匡「わが国における集団訴訟の実情と課題」ジュリスト六七二号（一九七八年）六〇頁、向武男「少額事件と弁護士活動」自由と正義二四巻九号（一九七三年）一四頁、などが、法律扶助については、神長百合子「法律扶助制度の現状と問題点」別冊判例タイムズ三三号（一九七七年）二〇八頁、などが参考になる。
（かしむら・しろう 専攻／法社会学）